

家族のこと 民間ADR で話し合ってみませんか？

(R7.10 日本弁護士連合会・法務省大臣官房司法法制部)

家族のことでトラブルを抱えているけれど
家庭裁判所の手続は少し敷居が高いと感じる…

そんなとき 民間ADR(エーディーアール) を
利用してみませんか？



民間ADRは裁判所の外で中立な第三者が入って
話し合いをすることができる手続です

民間ADRの手続は各ADR機関によって様々ですが、例えば、

- 手続が柔軟で話し合いの期日の調整等もしやすい(土日や夜間の時間帯にも手続が可能な機関もある)
- ウェブ会議やチャット等のオンラインで手続が可能な機関があるなど便利で使いやすく、早期に合意に至る可能性があります

民間ADRで、トラブルの解決に向けて話し合ってみませんか？

Q1:民間ADRとは何ですか？

当事者同士の話し合いによる解決を中立な第三者がサポートする手続です。
各地の弁護士会や、法務大臣が適格性を認めて認証した民間団体が手続を運営しています。

Q2:家庭裁判所の調停とは何が違うのですか？

- 民間が行うので手続が法定されておらず、柔軟なやり方で話し合いを進めることができ、早期の合意形成が期待できます。
- ウェブ会議やチャット等を柔軟な形で活用してオンラインで手続を進められたり、土日や夜間の時間帯に利用できる場所もあるので、平日は仕事や家事で忙しい人にも使いやすく便利です。
- 裁判所の手続となると少し身構えてしまう人もいるかもしれませんが、民間ADRは裁判所の外で行われる手続ですので、そんな必要はありません。当事者同士の対立が深まる前に、お互いの解決を目指して穏やかな話し合いをサポートします。

Q3:どのような人が調停人になるのですか？

(ADR機関によって異なりますが)弁護士(元裁判官を含む)、元家庭裁判所調査官、調停委員、司法書士、カウンセラー等が調停人として話し合いをサポートします。

※弁護士以外が調停人となる場合も必要に応じて弁護士の助言を得ながら手続を進めます。

民間ADRの手続は各機関によってそれぞれ異なります
ぜひ、双方の実情やニーズに合った民間ADRを探してみてください

